

令和3年10月基準（現行）

令和4年4月基準（改定）

備考

第03章 一般管理費等及び消費税相当額

第03章 一般管理費等及び消費税相当額

① 一般管理費等

① 一般管理費等

1 一般管理費等率の算定

以下の記述のほか赤本による。

1 一般管理費等率の算定

以下の記述のほか赤本による。

※以下の記載は国土交通省 土木工事標準積算基準書（赤本）によるものです。

※以下の記載は国土交通省 土木工事標準積算基準書（赤本）の改訂によるものです。

一般管理費等率

一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が 35%を超え 40%以下の場合

(1) 前払金支出割合が 35%を超え 40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977 (\%)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）

C_p ：工事原価（単位円）

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101 (\%)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）

C_p ：工事原価（単位円）

(注) 1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分 の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(注) 1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分 の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

赤本の改訂による
一般管理費等率の
改訂